

「堺市移動等円滑化促進方針（案）」の修正箇所

■副題の設定

表題から内容が推測できるものとするため、副題を設定する。

原案	変更案
「堺市移動等円滑化促進方針」	「堺市移動等円滑化促進方針－堺市におけるバリアフリー化のさらなる推進に向けて－」

■方針（案）33頁「学校のバリアフリー化」にかかる本文の修正

これまでの取組や今後の市としての方針について明確に記載するため、修正を行う。

原案	変更案
<p>(6) 学校のバリアフリー化</p> <p>令和2(2020)年に改正バリアフリー法の再度の改正がなされ、これまで床面積2,000平方メートル以上の病院、店舗、図書館、特別支援学校などの施設が対象となっていた移動等円滑化基準について、公立小中学校が新築や増改築する際には、適合させなければならないものとなりました。学校は、投票所や災害時の避難所として多くの住民が利用する場面が想定されることもあり、速やかにバリアフリー化に関する検討を進めていく必要があります。</p>	<p>(6) 学校のバリアフリー化</p> <p>令和2(2020)年に改正バリアフリー法の再度の改正がなされ、これまで床面積2,000平方メートル以上の病院、店舗、図書館、特別支援学校などの施設が対象となっていた移動等円滑化基準について、公立小中学校が新築や増改築する際には、適合させなければならないものとなりました。これまで、学校施設については「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化に努めてきました。学校は、投票所や災害時の避難所として多くの住民が利用されることもあるため、今後も引き続きバリアフリー化に取り組みます。</p>